

吹田市スキー連盟規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本連盟は、吹田市スキー連盟と称する。

第2条（所属）

本連盟は、吹田市体育協会並びに大阪府スキー連盟に所属する。

第3条（組織）

本連盟は、原則として本連盟の目的に賛同する吹田市内（以下「市内」と称する）のスキー団体を持って組織する。

第4条（目的）

本連盟は、スキー技術の向上及び振興を図り、併せて加盟団体相互の発展懇和を図ることを目的とする。

第5条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スキー技術の調査・研究
- (2) スキーに関する広報・啓発
- (3) スキーに関する検定会及び講習会の開催並びに後援
- (4) スキー指導者の育成
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 役 員

第6条（定数）

本連盟は、次の役員をおく。

理事長 1名 副理事長 1名 会計 1名 常任理事 若干名
理事 百名程度 会計監事 2名

第7条（選任）

理事は、原則として各加盟団体より選出するものとし、理事長、副理事長、常任理事、会計監事は理事会の互選により選任する。

2 常任理事は、理事を5名以上選出団体については、2名それ以下の場合、1名選任できる。

3 会計は、常任理事より選出する。

第8条（職務）

理事長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時はこれを代理する。
- 3 会計は、本連盟の会計事務を処理する。
- 4 常任理事は、常任理事会を構成し、事業計画の立案並びに会務の執行にあたる。
- 5 理事は、理事会を構成し、重要事項の審議決議を行う。
- 6 会計監事は、会計を監査する。
- 7 理事は、次の会務を分担し、部会を構成する。担当責任者は常任理事があたる。
(1) 総務部 (2) 事業部 (3) 管理部 (4) 技術部

第9条（名誉役員）

顧問・参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問・参与は、理事長・副理事長経験者で、本連盟の運営に特に貢献のあった者の中から常任理事会の推薦により、理事会で承認された者とする。
- 3 顧問は理事長の諮問に応じる。
- 4 参与は理事会・常任理事会の諮問に応じる。

第10条（任期）

役員の前任期は2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充役員の前任期は、前任者の前任期間とする。

第11条（報酬）

本連盟の役員は無報酬とする。ただし、会務執行のための必要経費は支給することができる。

第3章 会 議

第12条（種別構成）

本連盟の会議は、理事会、常任理事会、及び各部会とする。

第13条（理事会）

理事長・副理事長・理事をもって構成する。

- 2 次の事項を審議・執行する。
 - (1) 事業計画の承認
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) 規約改廃に関する事項
 - (4) その他本連盟の運営に関する重要事項

第 14 条（常任理事会）

理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

2 次の事項を処理する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 重要事項の立案並びに緊急を要する事項を処理する

(3) その他、理事会の議決を要しない会務の執行

第 15 条（部会）

担当常任理事・担当理事をもって構成する。

2 次の事項を審議する。

(1) 本連盟の、日常会務の処理及び調査・研究等

(2) スキー技術の向上・普及

第 16 条（会議の招集）

総会は、原則として年度当初の理事会に代えて事業終了後 2 ヶ月以内に行う。理事会は、理事長が必要と認めた時及び常任理事会の決議があったとき。常任理事会は理事長が必要と認めた時、それぞれ理事長が招集する。各部会は、必要と認めた時、それぞれ担当常任理事が招集する。

第 17 条（議長）

会議の議長は、原用として理事長がこれにあたる。ただし、理事長の指名する理事がこれに当たる事ができる。

第 18 条（定足数並びに議決）

総会は理事 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし、委任状を含む。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 19 条（議事録）

会議の議事については、議事録を作成する。

第 4 章 加盟団体義務

第 20 条（年度負担金）

加盟団体は、定められた年度負担金（3,000 円）を年度始めに納入するものとする。

第 21 条（報告）

加盟団体は、下記の事項に異動が生じた時は速やかにこれを報告するものとする。

団体名	事務所所在地	会員数	代表者の氏名住所	理事の氏名住所
-----	--------	-----	----------	---------

第 22 条（加盟・脱退・処分・除名）

本連盟に加盟しようとする団体は、次の事項を備えた書面並びに別に定めら負担金を添えて申し込むものとし、申請のあった都度、常任理事会を経て加入を決定する。

団体名 事務所所在地 会員数 代表者の氏名住所 理事の氏名住所

2 を経て脱退を決定する。

3 加盟団体として本規約に反し、又は不都合な行為ありと認めたときは、理事会の決議によりこれを処分あるいは除名することができる。

第 5 章 会 計

第 23 条（連盟経費）

本連盟の経費は、年度負担金・補助金・事業収入・寄附金その他をもって当てる。

第 24 条（年度負担金）

納入された年度負担金は返金しないものとする。

第 25 条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 26 条（予算及び決算）

本連盟の収入支出予算及び決算については、監事の監査を経て、事業報告とともに総会の承認を得なければならない。

第 27 条（剰余金・不足金の処理）

決算により生じた剰余金・不足金は総会の承認を得て翌年度に繰越すものとする。

付 則

第 1 条 本規約に対する細則は、常任理事会において作成することができる。

第 2 条 本規約の改正は、理事会の議決を要する。

第 3 条 本規約に特に定めのない事項については、常任理事会において決定する。

第 4 条 平成 7 年度の役員については、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、その任期は平成 8 年 3 月 31 日までとする。

第 5 条 本規約は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

平成 12 年 9 月 27 日一部改正

細 則

第1章 連盟事業

第1条（連盟事業）

連盟事業は、概ね次のとおりとする。

- 11 月スキー理論講習会
- 12 月スキー技術講習会
- 1 月吹田市市民スキー教室
- 2 月吹田市市民スキー教室
- 3 月吹田市市民スキー教室
- 3 月ジュニアスキー教室
- その他

第2条（事業運営）

事業運営は、各事業に参加スタッフで構成し、運営にあたる。

- 2 理事長・副理事長・常任理事は、助言・助成にあたる。

第3条（事業の収支）

各事業は、独立採算会計とする。

第2章 吹田市市民スキー教室卒業制度

第4条（卒業検定）

卒業の対象者は、受講班 1 班ないし 2 班の教室参加者で、技術検定を行い原則として SAJ 資格 1 級ないし 2 級程度であると認めた者。

- 2 卒業検定は、教育委員会主催事業で行う。
- 3 技術検定は、原則として参加技術委員全員のもとで実施し、採点は、参加常任理事 2 名ないし 3 名で行う。但し、参加常任理事が不在の場合、技術委員 2 名ないし 3 名を含み行う。

第3章 技術委員

第5条（義務）

指導者として、スキー技術を磨き、事業参加及び事業運営に携わること。

- 2 吹田市公認指導員資格を取得するよう努めなければならない。

第 6 条（技術委員認定基準）

加盟団体の被推薦者であり、SAJ 資格 2 級程度の者。

第 7 条（事業参加要請及び権利）

加盟団体を通じて、登録技術委員に対して行う。定員を超える場合は、常任理事会の協議を経て、理事長が判断する。

2 原則として、事業参加における、交通費・宿泊代・リフト代を負担する。

第 8 条（処遇）

参加事業における指導内容等、技術委員として不適切と認められる場合は常任理事会の協議を経て必要な処分を行うものとする。